

## 次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方（案）

### 0. 次期教育振興基本計画のコンセプト

- 予測困難な時代の象徴としての新型コロナウイルス感染症拡大による影響とロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化、浮き彫りになった課題と学校・教育の役割、学びの変容。
- 誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出すための教育の実現に向けて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、学習者（学修者）主体の学び等の充実を図り、日本発のウェルビーイングの概念整理を踏まえた上で、多様な個人のウェルビーイングの実現を目指す。また、共生社会の実現・地域コミュニティの再構築に向けて、個人と社会のウェルビーイングの実現をつなぐ学校や社会教育施設の役割・機能を重視する。
- 第2期教育振興基本計画において掲げられるとともに、第3期教育振興基本計画においてもその理念が継承された「自立」、「協働」、「創造」について、「自立」と「協働」は個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に対応する方向性であり、「創造」は主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通じてもたらされる。これまでの計画の基軸を発展的に継承し、誰もが地域や社会とつながりや国際的なつながりを持つことができるような教育を推進することで、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指す。
- 少子化・人口減少やグローバル化の中で、持続可能な社会の発展を生み出していく人材を育むため、主体的に社会の形成に参画し、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育において培うとともに、社会や時代の変化に応じて課題を発見・解決するための学びをいつでも受けられる教育・社会環境を整備する。
- コロナ禍を契機としてデジタルが飛躍的に社会に浸透。将来の社会基盤に変化をもたらすデジタルトランスフォーメーションを教育・学習全体の中に組み込む。
- これらを通じた価値創造により、人間中心社会としてのSociety 5.0の実現を目指すとともに、その牽引役として多様な価値観に基づき地球規模課題の解決に貢献するグローバル人材の育成を図る。

### I. 我が国の教育をめぐる現状と課題

#### （1）教育の普遍的な使命

- 明治5年に我が国最初の全国規模の近代教育法令である「学制」が公布されてから令和4年で150年を迎えた。この間、各般の教育改革を経て、我が国の教育は国際的に高い水準を達成するに至り、社会の発展に大きく寄与してき

た。

- 近時の新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵略は、平穏な日常が脅かされ、基本的な価値が揺らぐという共通経験をもたらし、平成18年に改正された教育基本法の前文にある「たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」ことの重要性や教育の目標にある生命を尊重することの大切さを再確認する契機となった。
- 同法第1条においては、教育の目的として「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が規定されるとともに、第2条においては教育の目標が規定され、①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人、②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指すことが明確にされている。
- これら教育基本法の理念・目的・目標の実現を目指すことは、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代においても変わることのない、立ち返るべき教育の「不易」である。教育振興基本計画は、「不易」を普遍的な使命としつつ、社会や時代の「流行」の中で、我が国の教育という大きな船の羅針盤となるものと言えよう。「流行」を取り入れてこそ「不易」としての普遍的使命が果たされるものであり、不易流行の元にある教育の本質的価値を実現するために、羅針盤の指し示す進むべき方向に向けて必要な教育政策を着実に実行していくなければならない。

## (2) 第3期計画期間中の成果と課題

- 教育基本法の改正後、国は同法に基づく教育振興基本計画をこれまで第1期、第2期、第3期と策定し、教育の目的や理念を具体化する施策を総合的、体系的に位置づけて取組を進めてきた。
- 第1期教育振興基本計画（平成20年7月1日閣議決定）においては、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を示して計画を推進し、その検証結果も踏まえて、第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においては「自立」「協働」「創造」を基軸とした生涯学習社会の構築に向けて教育政策を推進した。
- 第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）においては、第2期計画の理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すとともに「教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する」ことを基本的な方針として掲げ、「教育立国」の実

現に向けて取組を進めた。

- こうした取組の成果として、まず初等中等教育段階においては、PISA 等の国際調査において、高い学力水準を維持しているほか、GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末と高速通信ネットワーク等の ICT 環境の整備が飛躍的に進展した。また、小学校における 3 5 人学級の計画的整備や高学年教科担任制の推進等の教職員定数改善と支援スタッフの充実が図られた。また、インクルーシブ教育システムを推進するため、通級による指導の担当教員の基礎定数化、教職課程における特別支援教育に関する科目の必修化、外部人材への財政支援の拡充等を実施した。
- 高等教育段階においては、グランドデザイン答申<sup>1</sup>を踏まえ、大学の認証評価のための法改正、全学的な教学マネジメント<sup>2</sup>や質保証システムの確立、高等教育機関の連携・統合のための体制整備、大学設置基準の改正等、学修者本位の教育への転換に向けた取組を推進した。
- さらには学校段階を通じた教育費負担の軽減として、幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金の充実、高等教育修学支援新制度の導入が実施された。これにより、経済的に困難な世帯の子供の大学進学率が向上するとともに、経済的な理由による大学等中退者・高校中退者の減少がもたらされた。また、質の高い教育研究環境の整備を推進するとともに、安全・安心の確保に向けて施設の長寿命化や耐震化などが一定程度進展した。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、留学をはじめとするグローバルな人的交流が激減したほか、様々な体験活動の停滞をもたらした。また、学校が子供たちの居場所・セーフティネットとして身体的・精神的な健康を支えるという学校の福祉的役割を再認識する契機ともなった。
- 近年、いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向にあり、憂慮すべき状況である。また、不登校児童生徒数は増加しており、個々の状況に応じた適切な支援が求められている。なお、不登校が家庭の貧困につながるとの懸念も指摘されている。
- 学校における働き方改革については、その成果が着実に出つつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き取組を加速させていく必要がある。
- 近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や既卒の受験者数の減少、産休・育休取得者や特別支援学級の増加等が要因となり、採用倍率の低下や教師不足といった課題も生じている。
- 地域の教育力の低下や、地域コミュニティ機能の強化の重要性が指摘される

<sup>1</sup> 「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30 年 11 月中央教育審議会）

<sup>2</sup> 「教学マネジメント指針」（令和 2 年 1 月中央教育審議会大学分科会）

中で、地域と学校の連携・協働体制の構築の取組であるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組は全体としては進んでいる一方で、自治体間・学校種間で差が生じている。また、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっている。

- 社会経済の発展の観点からは、イノベーション人材をはじめとする高度専門人材の不足や労働生産性の低迷が指摘される中、社会人の学び直しが十分に進んでいない状況に対し、リカレント教育やリスキリングの重要性が指摘されている。
- 大学等の高等教育機関においては、授業外学修時間の増加などコロナ禍における学修機会の確保の取組の成果が見られる一方、全学的な教学マネジメントの確立に向けた具体的な取組の進展について大学間の差が見られるとともに博士課程進学率が低い傾向が続いている、引き続き、学生の学びの質・量確保に向けた取組が求められる。
- 学校施設については、老朽化の進行や多様な教育内容・方法等への対応が依然課題となっていることから、安全・安心で質の高い教育研究環境の整備を継続的に行っていく必要がある。

### (3) 社会の現状や変化への対応

- 現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われている。これまでの3回にわたる計画の中で、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子供の貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化などは、社会の課題として継続的に掲げられてきた。こうした中、第3期計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響及びロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化は、まさに予測困難な時代を象徴する事態であったと言えよう。このような危機にいかに対応していくかという観点は今後の重要な課題である。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響としては、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの事態が生じた。また、学校の臨時休業により、学校の居場所やセーフティネットとしての福祉的役割を再認識するきっかけとなった。感染拡大当初はICTの活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなつたが、これを契機として遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされた。こうした社会状況も相俟つて、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展は社会により良い変化を

もたらす可能性のある変革として注目されている。

- 2040 年以降の社会を見据えたとき、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双方が必要となる。
- 予測できる社会の変化としてはまず、人口減少が挙げられ、現在の生産年齢人口である 15~64 歳の人口は、2050 年には現在の 2 / 3 に減少すると推計されている。我が国の労働生産性は国際的に見て低く、このままでは社会経済の活力や水準の維持が危ぶまれる状況にある。また、人口減少・高齢化は特に地方において深刻であり、地方創生の観点からの対応も必要である。加えて、長寿化が進展する中での対応も求められる。
- デジタルトランスフォーメーションや地球温暖化と関連して、デジタル人材やグリーン（脱炭素）人材が不足するとの予測がある。また、AI やロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少し、今後は問題発見力や的確な予測、革新性といった能力が一層求められることが予測されており、労働市場の在り方や働く人に必要とされるスキルが今後変容していくことが見通される。
- 経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング（Well-being）」の考え方方が重視されてきており、経済協力開発機構（OECD）の「Learning Compass 2030（学びの羅針盤 2030）」<sup>3</sup>では、個人と社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされている。
- 社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残すことなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要がある。
- 成年年齢や選挙権年齢が 18 歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参画が図られるとともに、こども家庭庁設置法及びこども基本法が成立し、子供の権利擁護及び意見表明などについて規定されたことを踏まえた対応が必要である。
- そして、VUCA の時代において、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点からは、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指すという、学習指導要領前文に定められた姿がまさに求められる。その際、教育基本法の理念・目的・目標について規定されている普遍的価値を共有した上で、主体的な社会の創り手となる考え方方が重要であ

---

<sup>3</sup> 「learning Compass 2030（学びの羅針盤 2030）」（2019 年 5 月 OECD）【P】

る。

- 今後目指すべき未来社会像として、第6期科学技術・イノベーション基本計画<sup>4</sup>において、持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せを実現できる、人間中心の社会としてのSociety5.0（超スマート社会）が示されている。
- これら社会の現状や変化、目指すべき社会像の中での教育・学習の在り方を本計画で示すものである。

#### （4）教育政策に関する国内外の動向

- 第3期計画期間中には、中央教育審議会において、「学校における働き方改革」答申<sup>5</sup>、「令和の日本型学校教育」答申<sup>6</sup>、「高等教育のグランドデザイン」答申、「第3次学校安全の推進に関する計画の策定」答申<sup>7</sup>が示された。また、生涯学習分科会、初等中等教育分科会、大学分科会、「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会において、審議まとめ等がとりまとめられるとともに、文部科学省に設置された各種の有識者会議において教育政策に係る各種の提言がなされた。
- また、教育未来創造会議第一次提言<sup>8</sup>、総合科学技術・イノベーション会議の教育・人材育成に関する政策パッケージ<sup>9</sup>、経済産業省の未来人材ビジョン<sup>10</sup>など、関係省庁においても、教育政策に関する議論・提言が行われている。
- 国外では、経済協力開発機構（OECD）において、2030年の教育を見据えた「Learning Compass 2030（学びの羅針盤 2030）」が示されるとともに、ユネスコでは「教育の未来」グローバルレポート<sup>11</sup>がとりまとめられている。

## II. 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 前述の我が国の教育を巡る現状と課題を踏まえ、本計画においては、以下の5つの基本的な方針を定める。
  - ①日本社会に根差したウェルビーイングの向上・共生社会の実現に向けた教育の

<sup>4</sup> 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）

<sup>5</sup> 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月中央教育審議会）

<sup>6</sup> 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月中央教育審議会）

<sup>7</sup> 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）」（令和4年2月中央教育審議会）

<sup>8</sup> 「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和4年5月10日教育未来創造会議）

<sup>9</sup> 「Society 5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」（令和4年6月総合科学技術・イノベーション会議）

<sup>10</sup> 「未来人材ビジョン」（令和4年5月経済産業省）

<sup>11</sup> 「Reimagining our futures together: a new social contract for education」（2021UNESCO International Commission on the Futures of Education）【P】

## 推進

- ②グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

## （5つの基本的な方針）

- ① 日本社会に根差したウェルビーイングの向上・共生社会の実現に向けた教育の推進

### （日本発のウェルビーイングの概念整理）

- ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。
- ウェルビーイングの捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により異なりうるものであり、一人一人の置かれた状況によっても多様なウェルビーイングの求め方がありうる。
- すなわち、ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、教育を通じてウェルビーイングの向上を図っていくことが求められる。
- ウェルビーイングの国際的な比較調査においては、自尊感情や自己効力感が高いことが人生の幸福をもたらすとの考え方方が強調されているが、これは獲得的な幸福を重視する欧米的な文化的価値観に基づくものであり、同調査によると日本を含むアジアの文化圏の子供や成人のウェルビーイングは低いとの傾向が報告されることがある。しかし、我が国においては人とのつながりや思いやり、利他性、社会貢献意識などを重視する協調的な幸福感がウェルビーイングにとって重要な意味を有しており、獲得的幸福と協調的幸福とのバランスを取り入れた日本発のウェルビーイングの実現を目指すことが求められる。こうした調和と協調（Balance and Harmony）あるウェルビーイングの考え方は世界的にも取り入れられつつあり、我が国から国際的に発信していくことも重要である。
- 日本社会に根差したウェルビーイングの構成要素としては、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「開放的協調性と多様なつながり」、「自己肯定感と自己実現」、「安全・安心な環境」などが考えられる。これらを教育を通じて向上させていくことが重要であり、その結果として特に子供たちの主観的な認識

が変化したかについてエビデンスを収集していくことが求められる。また、協調性については、組織への帰属を前提とした閉じた協調性ではなく、共創するための基盤としての協調性という考え方方が重要であるとともに、物事を前向きにとらえていく姿勢も重要である。

- ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要である。また、組織や社会を優先して個人のウェルビーイングを犠牲にするのではなく、個人の幸せがまず尊重されるという前提に立つことが必要である。
- 子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが不可欠であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。子供の成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境などが良い状態であることなどが求められる。このことが学びの土壤や環境を良い状態に保ち、学習者のウェルビーイングを向上する基盤となり、結果として家庭や地域のウェルビーイングにもつながるものとなる。
- さらに、生涯学習・社会教育を通じて地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点も大切である。
- これらウェルビーイングの実現は、いわば羅針盤が指し示す目的地であり、5つの基本的な方針を通じて目指すべきものである。

#### (誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す学びによる共生社会の実現)

- 一人一人の多様なウェルビーイングの実現のためには、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要がある。
- 近年、いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向であり、憂慮すべき状況である。また、不登校児童生徒数が増加しており、個々の状況に応じた適切な支援が求められている。特別支援教育を受ける障害のある子供は近年増加傾向にあり、医療的ケア児や病気療養中の子供、ヤングケアラー、貧困など、子供の抱える困難は多様化・複雑化している。また、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の必要性も高まっている。我が国で学ぶ外国人の子供や海外で学ぶ日本人の子供の学びも保障されるとともに、多文化共生の考え方を取り入れていく必要がある。
- 誰一人取り残さず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることができる教育環境を個々の状況に合わせて整備することで、つらい様子の子供が笑顔になり、その結果として自分の目標を持って学習等に

取り組むことができる場面を一つでも多く作り出すことが求められる。

- その際、支援を必要とする子供やマイノリティの子供の他の子供との差異を「弱み」として捉え、そこに着目して支えるという視点だけではなく、そうした子供たちが持っている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出して発揮させていく視点（エンパワメント）を取り入れることも大切である。このことは、マイノリティの子供の尊厳を守るとともに、周りの子供や大人が多様性を尊重することを学び、マジョリティの変容につながることとなるものと考えられる。
- また、一人一人のニーズに合わせた教育資源の配分を行うという「公平、公正」の考え方も重要となる。「多様性」、「包摂性」に「公平、公正」を加え頭文字を取った DE&I (Diversity, Equity and Inclusion) の考え方も重視されてきている。
- 加えて、離島、中山間地域等の地理的条件にかかわらず、全国どこでも子供たちが充実した教育を受けられるようにすることが重要である。
- こうした方向性は教育段階を通じて求められるものであり、初等中等教育段階だけでなく、大学や専門学校等の高等教育機関における障害のある学生・生徒の学習機会の提供や学校を卒業した障害のある方への生涯学習機会の提供も充実していく必要がある。
- 一人一人が多様な他者を理解・尊重し、包摂的な社会を築いていくためには、例えば障害の有無にかかわらず共に学ぶ「交流及び共同学習」や、国内外において外国人児童生徒学生等と交流する留学・異文化交流・国際理解教育、地域で子供が交流・協働するキャリア教育・職業教育など、自らとは異なる立場や地域にいる人々と接する機会や異なる環境に身を置く機会を持つことが重要である。
- これまで学校では「みんなで同じことを、同じように」することを過度に要求され、「同調圧力」を感じる子供が増えてきたことが指摘されている。異なる立場や考え、価値観を持った人々同士が、お互いの組織や集団の境界を越えて混ざり合い、学び合うことは、「同調圧力」への偏りから脱却する上で重要であり、学校のみならず社会全体で重視していくべき方向性である。また、そのことを可能にするための土壤として、「風通しの良い」組織・集団であることが大切である。加えて、これまでの同一年齢で同一内容を学習することを前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、日本型学校教育の優れた蓄積も生かして、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくことも重要である。
- こうしたことを通じて、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会を実現していくこ

とが求められる。また、組織や集団における多様性の尊重は、後述するイノベーション創出にもつながる重要な考え方である。

#### (共生社会の実現に向けた教育の方向性)

- 令和の日本型学校教育答申で提言された「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」は、多様な子供の状況に応じた学びを進めるとともに、多様な他者と学び合う機会を確保するものであり、共生社会の実現に向けて必要不可欠な教育政策の方向性である。高等教育においても、グランドデザイン答申をはじめとする累次の答申・審議まとめ等において、多様な価値観を持つ多様な人材が集まるキャンパスにおいて、一人一人の学生の学修意欲を喚起し、学修者本位の教育を提供していく方向性が示されている。こうした目指すべき教育の方向性を共生社会の実現という観点から改めて捉え直し、教育に携わる者が共有した上で、日常の教育の営みの中に取り込んでいかなければならない。
- その際、第3期計画期間中に飛躍的に整備されたICT環境を効果的に活用していく必要がある。GIGAスクール構想による1人1台端末や高速通信ネットワーク環境の整備などにより、距離や場所、時間の制約が取り払われ、様々な国や地域との交流が容易になるとともに、へき地における教育環境の充実や登校できない子供の学びや交流の機会の充実が可能となっている。また、デジタルの特性を生かした障害のある子供や外国人児童生徒等のアクセシビリティの向上も期待される。ICTを活用した新たな取組の実践を通じて、一人一人の状況やニーズに応じたより良い教育環境を目指していく必要がある。
- 児童生徒に対する生徒指導は、学習指導と並んで、共生社会実現に向けた資質・能力の育成に重要な意義を有するものである。児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その過程を学校や教職員が支えていくという発達支持的生徒指導を重視していくことが求められる。また、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけるための教育相談も、生徒指導と一体化させ、全教職員が一致して取組を進めることが求められる。
- コロナ禍によりその機会が減少した様々な体験活動（自然体験活動、社会体験活動、文化芸術活動等）は、自己肯定感や協調性、主觀的幸福感など、ウェルビーイングの向上に資するものであり、体験を通して他者と協働することにより共生社会の実現にもつながる意義を有するものであり、その機会の充実を図っていくことが求められる。また、児童生徒等の心身の健やかな育成に向けた学校保健、食育、スポーツ活動、豊かな感性を育む読書活動の推進も重要である。

### (個人と地域・社会のウェルビーイングのつながり)

- 社会全体のウェルビーイングの実現に向けては、個人のウェルビーイングが様々な場において高められ、個人の集合としての場や組織のウェルビーイングが高い状態が実現され、こうした場や組織が社会全体に増えていくことが必要となる。子供たち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がりが一人一人の子供や地域を支え、さらには世代を超えて循環していくという在り方が求められる。
- そのためには、保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールや、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動を一体的に推進するとともに、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームの活動を推進していくことが効果的である。高等教育段階では地域連携プラットフォームや大学等連携推進法人の枠組みを活用することなどにより、学生と地域との協働を進めていくことが求められる。学び手、学校、保護者・地域住民等が「三方よし」となり、それぞれのウェルビーイングが高まるよう三者が一体となって取組を推進することが求められる。

## ② グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

### (社会の持続的な発展に向けて)

- グローバル化や気候変動などの地球環境問題、少子化・人口減少、都市と地方の格差などの社会的課題やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化の中で、国民一人一人の持続的な幸福としてのウェルビーイングを実現していくためには、この社会を持続的に発展させていく必要がある。特に我が国においては少子化・人口減少が著しく、将来にわたって現在の経済水準を維持するためには一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要がある。また、社会的課題の解決と経済成長を結び付けて新たなイノベーションにつながる取組を推進することが求められる。Society5.0 時代においてこれらを実現していくために不可欠なのは「人」の力であり、「人への投資」を通じて社会の持続的な発展を生み出す人材を育成していかなければならない。
- グローバル化やデジタルトランスフォーメーションは労働市場に変容をもたらしており、これから時代の働き手に必要となる能力は変化している。AI やロボットによる代替が困難である、新しいものを作り出す創造力や他者と協働しチームで問題解決するといった能力が今後一層求められることが予測され、こうした変化に教育も対応していく必要がある。

### (主体的に社会の形成に参画する態度の育成と価値創造の志向)

- 我が国の子供たちは社会に主体的に参画する意識が低いことが指摘されている。社会の持続的な発展を生み出す人材を養成するためには、自らが社会を形成する一員であり、合意形成を経て自らルールや仕組みを作ることができる存在であるという認識を持つことが重要である。このことはOECDのLearning Framework2030における生徒のエージェンシー（変革を起こすために目標を設定し、振り返りながら責任ある行動をとる能力）の重視とも軌を一にする方向性である。地域の具体的な課題など実社会における課題解決学習やキャリア教育、主権者教育など、様々な活動を通じて主体的に社会の形成に参画する態度を育成していく必要がある。なお、校則の策定や見直しの過程で児童生徒が関与することについては、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながるものと考えられる。
- あわせて、社会の持続的な発展のためには、その時代において将来を見通した時に求められる分野の人材を養成することが必要である。現在、デジタルやグリーン（脱炭素など）等がこれから社会における価値創造にとって重要な分野であることが見通されており、こうした成長分野における人材養成へのシフトを機動的に行っていく必要がある。また、社会経済の課題が多様化・複雑化する中、専門知による課題解決が困難となり、「総合知」の重要性が指摘されている。こうした観点から、大学において文理横断・文理融合教育を推進するとともに、初等中等教育では探究・STEAM教育を強化し、あわせて理数系分野におけるジェンダーギャップの解消にも取り組むことが求められる。

**(主体的・対話的で深い学び、アクティブ・ラーニング、大学教育の質保証)**

- 令和の日本型学校教育答申において指摘されている「正解（知識）の暗記」、「正解主義」への偏りから脱却し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けて「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行っていくことは、社会の持続的な発展を生み出す人材養成において不可欠である。学習指導要領前文に示された「持続可能な社会の創り手」を育成するための教育実践が求められる。
- 学習者を主体として、他者との協働や課題解決型学習などを通じ、深い学習を体験し、自ら思考することを重視する考え方は、初等中等教育のみならず、高等教育や生涯学習・社会教育においても重要である。生涯の人格形成の基礎となる幼児教育や義務教育で培ってきた資質・能力や学習意欲を、後期中等教育、高等教育において損なわずに更に伸長させていくことができるよう、高等学校教育改革、大学入学者選抜の改善、大学等における問題解決学習（PBL）等によるアクティブ・ラーニングの充実などに取り組む必要がある。
- また、特に大学教育については、大学進学率が50%を超える中で質保証に

対する懸念が指摘されていることも踏まえ、全ての大学において3つのポリシーや内部質保証、教学マネジメント、学生や社会の声を反映した不断の見直しが行われ、学修者本位の教育が実現されるよう、各大学の取組を促していくことが重要である。

#### (グローバル人材育成)

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化により、世界経済の停滞や国際的分断の進行の懸念が高まっている。こうした中で、グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出す人材として、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、世界を舞台に国際的なルール形成をリードしたり、社会経済的な課題解決に参画したりするグローバルリーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成を推進していく必要がある。
- 日本や外国の言語や文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、コロナ禍で激減した日本人学生・生徒の海外留学や、より若年段階からの国際的な交流活動の推進、外国人留学生の受け入れ環境、大学等のグローバル化の基盤・ルールの整備、外国語教育の充実、外国人への教育の充実などを図っていく必要がある。
- また、産官学をあげてグローバル人材を育成する取組の推進や、優れた外国人材の受け入れを図る視点、外国につながる子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点、海外で学ぶ日本人の子供への教育を保障する在外教育施設の魅力を高める取組も重要である。あわせて、距離や場所、時間の制約を克服するデジタルの活用により様々な国際交流の可能性が生まれており、遠隔・オンラインとリアルを組み合わせたプログラムの展開が求められる。
- その際、グローバル化に対応した教育システムの国際標準や平準化が今後進められることが予測される中で、日本の教育の位置付けを検討していくことが求められる。

#### (持続可能な社会の創り手)

- 「持続可能な社会の創り手」を育成する視点は、グローバル人材の育成において重要である。持続可能な開発のための目標（SDGs）の実現に貢献するESDを推進するとともに、多くの児童生徒学生等がグローバルな環境を体験する機会を与えられることが求められる。

#### (多様な才能・能力を生かす教育)

- 近年、海外において多様な才能を有する人物のアイデアにより非連続なイノベーションが創出され、企業価値や行政機能が高められた事例が注目されている。他方、我が国においては、これまで学校教育において一人一人の子供たちの多様な才能をどのように伸長していくのかという議論が十分行われてこなかった。子供たち一人一人の多様な才能・能力を埋もれさせず、その才能を伸ばしていくための教育を行っていくことは重要な課題である。これまでの同一年齢で同一内容を学習することを前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、個々に最適な学びを提供するとともに、正解（知識）の暗記や画一的な教育による弊害を排し、同質ではなく異質なものとの融合こそがイノベーションを生み出すとの発想の下、多様な才能・能力を生かす教育を行っていくことが求められる。

#### （地域・産学官連携、職業教育）

- 地域が持続的に発展していくためには、その地域への愛着・誇りを持ち、仕事を通じて経済的に自立し、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成することが必要である。また地域住民同士が相互につながり、かかわりあう関係を築いていくことが求められる。
- 社会経済の発展を牽引するイノベーションの創出や各地域における産業振興に向けて、学校と産業界が一体となって人材育成に取り組むことが一層重要となっている。経済産業省の「未来人材ビジョン」においては、今後重視される「問題発見力」「的確な予測」「革新性」等が求められる職種では労働需要が増加し、相対的に求められない職種では減少することが示唆されており、産学官が対話をしつつ共に各地域や産業分野において求められる資質・能力を育てていく必要がある。
- そのためには、学校を地域や社会に対して開いていくことが重要である。小中高等学校等においてコミュニティ・スクールや地域学校協働活動、探究活動、キャリア教育・職業教育等において、地域や産業界などの声を聞くとともに、教育実践への協力を得ていくことが求められる。また、実践的・創造的な技術者の養成を行う高等専門学校における教育の充実、地域産業における中核的な役割を担う専門人材育成に向けた専修学校における職業教育の充実を図ることも重要である。大学においては、地域や産業界等と大学との連携強化や、地域ニーズを踏まえた教育プログラムの構築、大学教育の質に関する情報公表等を進めることが期待される。さらに、アントレプレナーシップ教育（起業家精神教育）をあらゆる学校段階で推進していくことや機関の枠を超えた産業界等との連携により大学院教育を強化していくことが求められる。
- 学校と地域・産学官の連携を推進していくためには、人と人、組織と組織を

つなぎ、拡げていく機能が重要となる。そのためのコーディネーター人材の育成や、コンソーシアムによる組織間の連携が求められる。

- 大学のキャンパスは、高度で先進的な人材や設備が集積しており、地域における人材育成、イノベーション・産業振興のハブや脱炭素化等の様々な面で重要な役割を果たしていることから、大学における教育研究活動とその活動の場となるキャンパス環境の整備が一体となった共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を推進していくことが重要である。

#### （マルチステージの人生生涯にわたって学び続ける学習者の育成）

- 人生100年時代は、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生的モデルから、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予測されている。こうした社会の構造的な変化に対応するため、学校教育における学びの多様化とともに、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっている。  
職業に直結した学びのほかにも、ライフステージの変化（例えば結婚、出産、育児、介護、病気、退職など）に応じて生じる様々な悩みの中で、「人生を豊かにするための学び」や「他者との学び合い」を身近なものとすることが重要である。
- 生涯学習社会を実現するためには、まず、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育等において培うことが重要である。初等中等教育や高等教育において、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解することや、興味・関心を喚起する学びを提供することなどにより、学びを習慣化し、生涯にわたって能動的に学び続けるための態度を涵養することが重要である。
- また、学校教育と社会教育が連携することも重要であり、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められる。

#### （リカレント教育を通じた高度専門人材育成）

- 我が国は諸外国と比べて労働生産性の低さが課題となっているが、その一因として、大人になってから大学等において学ぶ学生の割合が低く、社外学習や自己啓発を行っていない社会人が諸外国と比べて突出して多いことが報告されている。社会の持続的な発展を支える観点からも、リカレント教育を通じて、複雑化・高度化する企業課題や産業ニーズに対応して自らの知識や技能をアッ

プデートできる高度専門人材を育成していくというリスクリング的な視点も重要なである。知識の集積や体系化された理論の中核的機関である大学・専門学校等の高等教育機関において、社会人が学びやすい教育プログラムが提供されるとともに、企業等において学びの成果が適切に評価され、キャリアアップが促進される好循環を作り出す必要がある。そのためには、学修歴や学修成果の可視化や学ぶ意欲がある人への支援の充実などの環境整備が図られるべきである。

- その際、产学官で対話・連携することが不可欠である。産業界が Society5.0において期待する資質として「主体性」、「チームワーク・リーダーシップ・協調性」、「実行力」、「学び続ける力」、能力として「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「創造力」が挙げられており、こうした認識を共有しつつ、具体的なスキルアップにつながる教育プログラムを開発・提供していくことが求められる。

### ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 (社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成)

- 社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有している。近年、防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その地域課題の解決に向けて、関係省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。これらの政策は地域コミュニティが維持されていてこそ機能するものであり、社会教育の役割が重要となる。
- 地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壤を耕しておくことが求められる。こうして形成された地域の人々の関係は持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会全体の基盤となる。「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることにより、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上がもたらされる。地域で人ととのつながりを作り、協調的な幸福感を紡ごうと取り組んでいる人たちが自信と誇りを持つことができるようにしていく必要がある。
- このため、前述したコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進など、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ることが求められる。

(公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充)

- 公民館や図書館等の社会教育施設は、デジタル田園都市国家構想基本方針<sup>12</sup>においてデジタル技術を活用し、地域の生かした地域の社会課題の解決・地域の魅力向上が提言される中、社会教育の拠点として、自らが果たす役割を明確化することが求められている。それにあたっては、地域住民の意向を取り入れることなどにより、機能強化を図ることが重要である。その際、貧困の状態にある子供、外国人、障害のある方やその家族、社会的に孤立しがちな若者や高齢者など、困難な立場におかれている人々の社会的包摂の観点からの対応が求められる。
- また、社会教育施設には、オンラインによる講座等の受講機会の拡充やデジタル教育の充実とともに、住民同士が対面によりつながりを持てる機会の充実も求められる。あわせて、学校施設との複合化や、文教施設を官民連携で整備することも、地域コミュニティの拠点を形成するうえで重要である。
- 社会教育に対するニーズが高まる中、地域において社会教育活動を支える社会教育主事及び社会教育士の役割はその重要性を増している。都道府県・市町村における社会教育主事の配置促進や社会教育士の活躍機会の拡充に向けた取組を推進することが必要である。

#### (生涯学習社会の実現、障害者の生涯学習の推進)

- 生涯学習は、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本として、生涯を通じて行うものである。教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための学習は、長寿化が進展する人生100年時代において、生涯を通じたウェルビーイングの実現につながる重要な意義を有するものである。子供や若者、社会人、高齢者など、年齢を問わず学び続け、生涯学習を通じて自らの向上や地域や社会への貢献の意欲を持つ人を尊重する社会が目指されるべきであり、そのためには社会教育が果たす役割は大きい。
- また、障害者の生涯学習機会が不足している状況にあり、機会拡充に向けて一層推進していく必要がある。国や地方公共団体において、障害者の生涯学習の推進を生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付けるとともに、その担い手の人材育成・確保や理解促進のための取組を促進していくことが求められる。

#### ④ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX) の推進

(DXに至る3段階)

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界全体にデジタル化の飛躍的進

---

<sup>12</sup> 「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)

展をもたらした。今後、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）が加速していく中で、教育の分野においてICTを活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化を更に推進していくことが不可欠である。

- デジタル化には一般に「デジタイゼーション」、「デジタライゼーション」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の3段階があると言われている。第1段階のデジタイゼーションは紙の書類などアナログな情報をデジタル化することを表し、例えば紙のプリントをデジタル化して配信することがこれに該当する。第2段階のデジタライゼーションは、サービスや業務プロセスをデジタル化することを表し、例えば紙の教材の組み合わせからデジタル教材のリコメンドを参考に最適な選択を行うことができるようになることがこれに該当する。第3段階のデジタルトランスフォーメーションは、デジタル化でサービスや業務、組織を変革することを指し、例えば教育データに基づく教育内容の重点化と教育リソースの配分の最適化が該当する。
- 教育DXを推進していくためには、①教育データの標準化などの共通的なルールの整備、②基盤的ツールの開発・活用、③教育データの分析・利活用について、可能な部分から着手し全国的な仕組みにつなげていく必要がある。
- GIGAスクール構想による1人1台端末の実現をはじめ、第3期計画期間中に全国の小中高等学校等におけるICT環境整備は飛躍的に進展した。これにより第1段階の準備は整ったところである。今後は、全ての学校において第1段階を着実に実行しつつ、当面、第3段階を見据えながら、全国すべての学校で、第1段階から第2段階への移行を着実に進めることが適当である。その際、デジタル技術とデータを活用して知見の共有と新たな教育価値の創出を目指す将来的な第3段階の構想について、各段階でのICT活用やデータ利活用のイメージを、教育行政や教師をはじめとする教育関係者が共有した上で取組を進めることが重要である。イメージは、利活用の場面（教育や学習のリソースとしてのデジタルの活用、教育データの利活用など）の分類・整理をした上で示すとともに、そこに至るまでにクリアすべきハードル・時間軸を整理していくことが有用である。また、DX時代の到来に備えて、制度設計を見直していく検討も求められる。
- DXの推進に当たっては、デジタル機器・教材の活用はあくまで手段であることに留意することが必要である。教育DXを進めた上で、デジタルも活用して問題解決や価値創造ができる人材の育成こそが目指されるべきである。

#### （各学校段階における教育DXの推進）

- 初等中等教育においては、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能

力を育成するとともに、そのための教師の指導力向上・ICT環境整備の更なる充実が求められる。また、デジタル教科書・教材・学習支援ソフトの活用に向けた取組の推進、クラウド活用による次世代の校務DXを通じた教育データの利活用や学校における働き方改革にも取り組む必要がある。

- 高等教育においては、コロナ禍において世界的に遠隔・オンライン教育が進展し、高等教育の新たな可能性を拓くものとなった。面接授業と遠隔授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育やデジタルを活用した教育の高度化を図るとともに、データサイエンス等の履修促進などを進めることが求められる。また、社会のDXを支えるDX人材の養成も重要である。
- 生涯学習においては、遠隔・オンライン教育の活用による受講の利便性の向上や学習履歴の可視化におけるデジタル技術の活用を推進すべきである。また、公民館や図書館等の社会教育施設におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実も求められる。
- これらの取組の推進に当たっては、デジタル社会の正負の側面にも留意しつつ、デジタルリテラシーやサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育むことも求められる。
- また、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出すための教育を実現する観点から、遠隔・オンライン教育やデジタル機器の機能を最大限に活用して誰もが質の高い教育を受ける機会を確保することが重要である。さらに、子供の貧困や虐待、いじめなどの困難の中には実態が見えにくく、子供に支援が届きにくいという課題がある中で、関係機関とも連携して学校の福祉的役割をより発揮していくためには、データを基に子供のSOSを把握してプッシュ型支援につなげていくことが重要である。
- データの利活用に当たっては、個人情報の保護とデータの活用のバランスが問題となる。今後、DXの推進により更に充実した指導や支援が提供されていくことに鑑みれば、安心・安全を確保した上で、よりデータの利活用を図っていく方向で検討を進めるべきである。その際、保護者等に対するデータ利活用のメリットや技術的な安全性等についての説明を行うことにより理解を得ていくことが求められる。
- DXの推進のプロセスにおいては、国や地方公共団体の各レイヤーでルールや標準化を進めるとともに、個々の学校においてその権限に基づき業務フローの改善を行うという、両輪で推進していくという視点も重要である。

#### (デジタルの活用とリアル(対面)活動の重要性)

- 学びに新たな可能性をもたらしたデジタルを活用した教育は積極的に活用されることが求められる。また、リアル(対面)による授業や課外活動の役割も

教育において不可欠である。デジタルとアナログ、遠隔・オンラインと対面・オフラインは、いわゆる「二項対立」の関係には立たないことに留意が必要である。これらの最適な組み合わせは、学校段階や学習場面、また一人一人の状況によって異なるものであり、双方のメリット・デメリットを考慮する必要がある。

- 例えば、大学においては、遠隔・オンライン教育のメリットとして、自分のペースで学修できることや自分の選んだ場所で授業を受けられること等が挙げられている。一方で、質問等、相互のやり取りの機会が少ないとこと、友人と授業が受けられないこと、身体的疲労が大きいことなどがデメリットとして挙げられている。その他、遠隔・オンライン教育であれば国内外の他大学等の授業を履修することが容易となる、通学が困難な状況でも学修機会を確保することができるといった利点も想定される。
- 小中高等学校においては、従来の教師による対面指導に加え、一斉学習や個別学習、協働学習など様々な学習場面においてICTを活用することや、目的に応じ遠隔授業やオンデマンドの動画教材を取り入れるなど、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての教師の役割を果たしつつ、リアルとデジタルを融合した授業づくりに取り組むことが考えられる。その際、教科内のみならず学校教育活動全体の中でのリアルとデジタルの組み合わせの検討や、デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用も重要である。さらに、学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育や個々の才能を伸ばすための高度な学びへの対応など、デジタルの利点を生かした活用も考えられる。
- 一方、コロナ禍においては、子供たちのリアルな体験機会が大きく減少しており、地域や企業と連携・協働して、リアルな体験活動の機会を充実させていくことも必要である。
- これらの効果と課題等を踏まえ、それぞれの学校等において、教育効果を最大限に発揮する活用方法を検討することが求められる。

## ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

### (教育政策推進の実効性の確保)

- 基本的な方針の1～4までの教育政策を推進し、本計画の実効性を確保するためには、経済的・地理的状況によらず子供たちの学びを確保するための支援、指導体制・ICT環境の整備、地方教育行政の充実、安全安心で質の高い教育研究環境の整備、大学の経営基盤の確立、各高等教育機関の機能強化などを図ることが重要である。

### (経済的状況によらず学びの機会を確保するための支援)

- 子供たちの学びの経済的支援については、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高等学校等就学支援金・高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない支援により、希望する誰もが質の高い教育を受けられるための環境が整備されてきた。今後、教育未来創造会議第一次提言の内容を踏まえ、新たな時代に対応する学びの支援の充実を図ることが求められる。

#### (指導体制・ICT環境等の整備)

- 我が国の初等中等教育は国際的にも高く評価されており、これは教育現場で日々子供たちに向き合う教師の熱意と努力に支えられている。他方、近年、子供たちが抱える困難が多様化するとともに、情報活用能力など新たな能力育成の要請等もあり、我が国の教師の勤務時間は国際的に見て長くなっていることに加え、教師不足の問題が顕在化している。次期教育振興基本計画の実効性確保のためには、教師の人材確保が不可欠であり、学校における働き方改革の更なる推進とあわせて、指導体制の整備等を通じ、教職の魅力の向上を図る必要がある。その際、多様化する困難等に対し「チーム学校」として対応するためには、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフの役割も重要である。また、本年度実施の教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、給特法等の法制的な枠組みを含めた処遇の在り方を検討していく必要がある。
- 加えて、ICT環境の充実は計画の実効性の確保のために不可欠である。1人1台端末の持続的な活用やネットワーク環境の更なる改善に取り組むとともに、校務のDX、ICT支援員の配置、GIGAスクール運営に係る体制の強化、教師のICT活用指導力の向上等、GIGAスクール構想を更に推進していく必要がある。
- これらの取組を推進していくためには、地方教育行政の充実を図ることが必要であり、教育委員会の機能強化・活性化や教育委員会と首長部局の連携等を推進することが求められる。
- 大学においては、学修者本位の教育を実現していくため、教員の多様性の確保、大学のミッションに応じた教員評価、TA・RAの活用、教職協働の推進、教育研究の時間を生み出す組織マネジメントの確立・推進等が求められる。

#### (NPO・企業等多様な担い手との連携・協働)

- 「自前主義からの脱却」は学校段階を通じて今後重要な学校経営の方向性である。学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保は子供たちのウェルビーイングを育む上で重要な役割を果たす。不登校の児童生

徒や引きこもりの青少年の支援などに取り組むNPO法人、子供たちの体験活動の機会提供やICT教育支援を行う企業、地域において部活動の担い手となるスポーツ及び文化芸術団体など、多様な担い手と学校との連携・協働を推進すべきである。高等教育段階においても学外の様々な機関との連携・協働を行うことが求められる。さらに、少子化が進展する中で、他校・他大学との連携を進めることも重要な視点である。

- その際、地域によっては学校外の多様な担い手が十分に確保できない状況もあり、連携・協働の広がりを通じて担い手の育成・確保を図るという視点やICTの活用を組み合わせて取り組んでいくことも重要である。
- また、医療・保健機関、福祉機関、警察・司法との連携により、子供の健康や安全を守るために取組を引き続き推進する必要がある。
- こうした取組の推進に向けて、文部科学省と関係省庁との連携も必要である。

#### (安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、社会教育施設等の整備)

- 新しい時代として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、社会変化に対応してデジタルやグリーン、ウェルビーイングや共生社会等を推進するためには、安全・安心で質の高い教育研究環境の確保が重要である。小中高等学校から高等教育段階を通じて、長寿命化改修をはじめとした計画的な老朽化対策や防災機能強化を行うとともに、脱炭素化やバリアフリー化、地域との連携・共創拠点等の観点から環境整備を推進する必要がある。
- また、質の高い学びを実現するため、学校図書館や教材の整備の充実を図る必要がある。社会教育施設については、利用者の学習機会の充実の観点から、デジタル基盤を強化することが求められる。

#### (児童生徒等の安全確保)

- 「第3次学校安全の推進に関する計画」<sup>13</sup>に基づき、全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けるとともに、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭・地域・関係機関等との連携・協働、学校における安全管理の取組の充実等を推進する必要がある。

#### (各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ)

- 計画策定に向けては、教育関係団体や関係省庁から意見を聞くとともに、教育の当事者である子供からの意見を聞くことも必要である。その上で、対話を

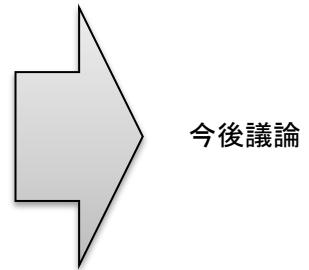
---

<sup>13</sup> 「第3次学校安全の推進に関する計画」(令和4年3月25日閣議決定)

通じて計画の策定・広報・フォローアップを行うことで、教育現場、地方公共団体（教育委員会及び首長部局）、子供・学生・保護者・学習者、大学等の高等教育機関など、各ステークホルダーと政府が一体となって教育を振興していく共通意識を持つことが重要である。

### III. 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき事項

- 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方
- 教育投資の在り方



### IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

- 目標、指標、基本施策